

大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例規定施設の指定管理に関する協定書(見本)

大和市(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、大和市都市公園条例(昭和45年条例第24号。以下「公園条例」という。)第30条及び大和市営自動車駐車場条例(平成3年条例第12号。以下「駐車場条例」という。)第12条に基づき、同条例規定施設(以下「公園施設等」という。)の指定管理について、次のとおり協定を締結する。

目次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 業務の範囲及び実施条件(第8条～第13条)
- 第3章 業務の実施(第14条～第35条)
- 第4章 業務実施に係る甲の確認事項(第36条～第41条)
- 第5章 指定管理料(第42条～第44条)
- 第6章 損害賠償及び不可抗力(第45条～第51条)
- 第7章 指定期間の満了(第52条～第54条)
- 第8章 指定期間満了以前の指定の取消(第55条～第59条)
- 第9章 その他(第60条～第73条)

第1章 総則

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、公園施設等を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、公園施設等の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者の知識、能力、経験を活かし、関係機関との連携のもと、公園施設等の設置目的である市民の休息、散歩並びに運動等の総合的に利用できる憩いの場として、また積極的な健康づくりの場としての利用の増進に寄与することにあることを確認する。

(公共性の趣旨の尊重)

第3条 乙は、公園施設等の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び指定管理者が行う業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理備品からなり、その内容は別紙2のとおりとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなくてはならない。
- 3 甲及び乙は、公共建築物「管理マニュアル」に基づき、管理施設の保全に努めるものとする。
- 4 乙は、第22条第2項及び第3項の規定を除き、管理施設の形状、形質等を変更してはならない。

(指定の期間)

第7条 公園条例第33条及び駐車場条例第11条に規定する指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲及び実施条件

(本業務の範囲)

第8条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1)公園施設等の利用の承認に関する業務
- (2)公園施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3)公園施設等の維持管理に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書等に定めるとおりとする。

(甲が行う業務)

第9条 次の業務については、甲が自らの費用と責任において実施するものとする。

- (1)施設の目的外使用許可に関する業務
- (2)第22条第1項に規定する管理施設の改修等
- (3)引地台公園、つきみ野1号公園、宮久保公園の園地の占用許可及び使用許可（許可した内容について、乙に報告するものとする）
- (4)引地台公園園地のゲートボール場の予約等の運営
- (5)前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書等に示すとおりである。

(業務の範囲及び仕様書等の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第8条第1項で定めた本業務の範囲及び同条第2項で定めた仕様書等の変更を申し出ることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲若しくは業務実施条件の変更又はそれらに伴う事業計画等若しくは指定管理料の変更については、前項の協議において決定するものとする。

(職務権限)

第12条 乙は、本業務に関わる職務及び権限を明確にし、その責務を明らかにするものとする。

(連絡調整会議)

第13条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、定期又は随時に連絡調整会議を開催することができる。

第3章 業務の実施

(本業務の実施)

第14条 乙は、本業務を実施するに当たり、公園条例、駐車場条例、大和市都市公園条例施行規則（以下「公園施行規則」という。）、大和市営自動車駐車場条例施行規則（以下「駐車場施行規則」という。）、その他関係法令（以下「関係法令等」という。）、その他行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等を遵守するとともに、善良な管理者の注意を持って、誠実かつ公正に履行しなければならない。

- 2 乙は、本協定、前項に規定する条例等のほか、仕様書等及び企画提案書に従って本業務を実施するものとする。
- 3 本協定、仕様書等及び企画提案書の間には矛盾又はそごがある場合は、本協定、仕様書等、企画提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、企画提案書にて仕様書等を上回る水準が提案されている場合は、企画提案書に示された水準によるものとする。
- 5 乙は、公園施設等の特性に配慮し、必要な資格又は十分な能力を有する職員を適切に配置して本業務を遂行しなければならない。

(第三者による実施)

第15条 乙は、本業務を一括して第三者に対して委託してはならない。

- 2 乙は、本業務のうち別紙3の業務については、第三者に委託することができるものとする。
- 3 乙は、前項に規定する業務のほか本業務の一部についてあらかじめ甲の承認を得た場合は、第三者に委託することができるものとする。
- 4 乙が本業務の一部を第三者に委託する場合には、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 5 乙は、本業務のうち個人情報を取り扱う業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。当該第三者が、更に委託を行おうとするときも同様とし、乙は、このことについて当該第三者に説明するとともに、甲が本業務の委託状況のすべてについて常時把握できるようにしなければならない。

(利用料金の取扱い等)

第16条 乙は、有料公園施設等の利用者から利用料金を収受し、これを乙の収入とするものとする。

- 2 乙は利用料金の額及び算定方法、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。
- 3 乙は帳簿を用いて、当日の利用料金収入の整理をしなければならない。

(利用料金の決定)

第17条 利用料金は、乙が、公園条例及び駐車場条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に書面により申し出て、甲の承認を得なければならない。

(プール回数券)

第18条 乙は、利用者サービスを図るため、プール回数券を発行することができる。ただし、その発行については、事前に甲と協議をし、甲の承認を得なければならない。

2 プール回数券の販売金額及び還付に関する事項等(以下「回数券の販売金額等」という。)の決定については、事前に書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、プール回数券を公園条例第42条第2項に規定する利用料金の範囲内で承認を行うものとする。

(利用料金の額及び回数券の販売金額等の変更)

第19条 乙は、第17条に規定する利用料金の額及び前条第2項に規定する回数券の販売金額等を変更したいときは、利用料金の額及び回数券の販売金額等を変更しようとする日の6ヶ月前までに次の事項を記載した書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 変更後の利用料金の額及び回数券の販売金額等
- (2) 変更すべき理由
- (3) 変更後の収支の見通し
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、利用料金の額及び回数券の販売金額等を変更するときは、利用者に対し、適切な方法により、事前に十分な周知を図らなければならない。

(利用料金の減免)

第20条 乙は、公園条例第43条、公園施行規則第17条及び駐車場条例第19条の規定に基づき、利用料金の一部又は全部を減免するものとする。

(施設相互の利用料金の收受等)

第21条 公園施設等及びスポーツ施設(大和市スポーツ施設設置条例規定施設)の利用受付及び利用料金の收受に関しては、甲と乙の協議の上、相互に対応するものとする。

(管理施設の改修等)

第22条 管理施設の改修、改造、増築、又は移設(以下「改修等」という。)については、次項の規定を除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙は、本業務の効率的又は効果的な運営を目的として管理施設の改修等を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。当該協議においては当該改修等の必要性、妥当性等を検討するものとし、甲がその必要性、妥当性等を適正と認めた場合に、乙は当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。

3 管理施設の修繕については、1件につき130万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき130万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(管理備品の管理)

第23条 甲は、別紙2に示す管理備品を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、管理備品を常に良好な状態に保つものとする。

3 管理備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該管理備品を購入又は調達するものとし、引き続き乙に無償で貸与するものとする。

4 乙は、故意又は過失により管理備品をき損滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該管理備品を購入又は調達しなければならない。

(乙による備品の購入等)

第24条 乙は、自己の責任と費用により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

(緊急時の対応)

第25条 乙は、本業務の実施に関連して、事故、災害等の緊急事態が発生した場合のリスクマネジメントマニュアルを作成し、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、本業務の実施に関連して、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、前項のリスクマネジメントマニュアルに基づき速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を速やかに通報し、甲に対し別紙4の事故等発生報告書を提出しなければならない。

3 事故等が発生した場合には、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(暴力団排除について)

第26条 乙は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）の趣旨に基づく指定管理者制度導入施設における不当要求行為等の対策に関する手引きに則り、暴力団等（大和市暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団等をいう。）による不当な要求に適切に対応するものとする。

(守秘義務に関する事項)

第27条 乙又は本業務の一部に従事する者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。指定の期間が終了し、又は指定の取消を受けた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第28条 乙は、本業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損、滅失の防止並びに当該個人情報に係る開示、訂正、利用停止等については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）及び乙が定める個人情報の保護に関する規程の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別紙5の個人情報取扱特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(情報公開)

第29条 乙は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）及び乙が定める情報の公開に関する規程の趣旨にのっとり、本業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

2 乙は、前項の規定による情報の公開を適正かつ円滑に実施するため、本業務の内容に係る文書、図画、写真及び電磁的記録を適正に管理するものとする。

3 乙は、インターネット上に公園施設等に関するホームページを開設し、市民に対し情報の提供に努めるものとする。

(情報資産)

第30条 乙は、本業務を処理するため情報資産（非公開情報）を取り扱う場合は、別紙6の情報資産（非公開情報）の取扱いに関する特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(文書の管理・保存)

第31条 乙は、本業務に伴い作成し、又は受領した文書等について、適正に管理・保存することとし、指定期間の終了、又は指定の取り消しを受けた後に甲の指示に従って引き渡すものとする。なお、文書等の廃棄については甲の指示に従うものとする。

2 前項に規定する文書等の保存年限は、大和市行政文書取扱規程（昭和44年大和市訓令第6号）で定める期間と同等以上の期間となるよう、乙が規程等で定めるものとする。

(遺失物)

第32条 公園施設等で遺失物を発見又は届け出られた場合、別紙7の拾得物処理簿で受付処理を行い、7日以内に所轄の警察署に届け出るものとする。

(利用者からの意見聴取)

第33条 乙は、本業務に関し、常時又は期間を定めて行う期間にあつては当該期間中、利用者から意見を聴取しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は必要があると認めるときは、乙に対して期限を指定して利用者に対する意見聴取の実施を求めることができる。

3 乙は、利用者から聴取した意見を施設内及びホームページ上で公開しなければならない。

(自己評価)

第34条 乙は、管理業務の実施状況について、自己評価をしなければならない。

2 自己評価は、第40条第1項に定める視点に基づき行うものとする。

3 乙は、毎年度終了後60日以内に、前項の視点に基づいた事項を記載した自己評価表を作成し、甲に提出しなければならない。

(環境保全活動等)

第35条 乙は、大和市役所環境マネジメントシステムに基づく大和市環境方針の基本理念を自覚し、本業務の実施にあたっては、環境の保全に努めるものとする。

2 乙は、次の報告書を作成し、提出月の14日までに甲に報告するものとする。

(1)光熱水・燃料・廃棄物等の状況報告書 [様式1 提出月10月、4月]

(2)業務用車両の使用状況報告書 [様式2 提出月10月、4月]

(3)フロンガス等の使用状況報告書 [様式3 提出月4月]

3 乙は、本業務の実施にあたっては、大和市路上喫煙の防止に関する条例の趣旨を理解し、遂行すること。

4 乙は、本業務の実施にあたっては、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例の趣旨を理解し、遂行すること。

第4章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第36条 乙は、年度開始30日前までに、翌年度分に係る次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1)本業務に係る事業計画書
- (2)本業務に係る収支予算書
- (3)その他甲が必要と認める書類

2 事業計画書に記載する事項は、別紙8のとおりとする。

3 甲及び乙は、第1項に規定する書類を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書等の提出)

第37条 乙は、毎年度終了後60日以内に、次の事項を記載した本業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書及び収支決算書を作成し、提出しなければならない。

- (1)公園施設等の管理業務の実施状況
- (2)公園施設等の利用者数等利用の状況
- (3)公園施設等の利用料金の収入実績
- (4)管理業務に係る経費の収支状況
- (5)自主事業の実施状況
- (6)自主事業に係る収支決算状況
- (7)その他甲が必要と認める事項

2 乙は、毎年度終了後遅滞なく、当該年度分の乙の財務状況等を説明する書類を甲に提出するものとする。

3 乙は、本業務の実施について、別紙9の月報により、毎月15日までに前月分の状況を甲に報告するものとする。

4 乙は、本業務の実施について、別紙10の四半期総括書により、四半期終了後1か月以内に四半期の状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書、収支決算書、月報及び四半期総括書(以下「事業報告書等」という。)の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して文書又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第38条 甲は前条により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う本業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第39条 前条による確認の結果、乙による本業務の実施状況が甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項の規定による改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(事業評価等)

第40条 甲は、乙の管理業務の実施状況について、年度ごとの事業計画書等に基づき、次の視点により事業評価を行うものとする。

(1) 施設を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか

(2) 施設の効用が最大限に発揮された事業運営が行われたか

(3) 施設の適切な維持及び管理が図られたか

(4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか

2 甲は、前項の事業評価の結果を乙に報告するものとする。

3 甲は、乙の管理業務の処理状況が評価水準を満たしていないと判断した場合、乙に対し改善勧告を行うものとする。

(監査)

第41条 事業評価のほか、大和市監査委員が行う監査が実施される場合には、乙は当該監査に協力するものとする。

第5章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

第42条 甲は、業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う年度毎の指定管理料は、別紙11のとおりとする。

3 前項の指定管理料は四半期ごとの前払いとし、各期の支払い額は、別紙12のとおりとする。

4 乙は、各四半期の最初の月に指定管理料の請求を行い、甲は、請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第43条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準、物価水準の変動及び法制度等の変更により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更の協議を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額については、前項の協議により決定するものとする。

4 利用料金、その他収入の増減による指定管理料の変更は行わないものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第44条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第45条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第46条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができるものとする。

(保 険)

第47条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1)火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険の種類及び保険金額は、別紙13のとおりとする。

(不可抗力発生時の対応)

第48条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第49条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙が協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については、甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第50条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

3 甲は、指定管理料を減額する際、利用料金等の減収分を相殺することができる。
(責任の分担)

第51条 本業務に関する甲乙間の責任の分担(以下「リスク分担」という。)は、別紙14に定めるとおりとする。

2 別紙14に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議の上、当該事態に係るリスク分担を決定する。

第7章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第52条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理物件の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第53条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(管理備品の扱い)

第54条 指定期間の満了に際し、乙は、甲又は甲が指定するものに対して、管理備品を引き継がなければならない。

第8章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第55条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は、期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1)乙が、条例、規則又はこの協定の規定に違反したとき

(2)乙が、甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3)乙が、第40条第3項に規定する甲の改善勧告に従わないとき

(4)乙又は乙の代表権を持つ者が次のいずれかに該当することとなったとき。

(ア)法律行為を行う能力を有しない者となったとき。

(イ)破産者で復権を得ない者となったとき。

(ウ)地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条(同法第166条第2項及び第168条第7項の規定により準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する者となったとき。

- (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者となったとき。
 - (オ) 国税、地方税等を滞納している者となったとき。
 - (カ) 乙の責めに帰すべき事由により指定の取り消しを受けた者となったとき。
 - (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行う者となったとき又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員となったとき。
 - (ク) 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4条）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
 - (ケ) 労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者となったとき。
 - (コ) その他甲が指定管理者として適当でないとする者となったとき。
- (5)乙の経営状況の悪化等により、公園施設等の管理を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき
- (6)組織的な不正行為が行われていた場合など、乙に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- (7)自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申し出があったとき
- (8)その他、乙による管理を継続することが困難と甲が認めたとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1)指定取消しの理由
 - (2)指定取消しの要否
 - (3)乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (4)その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- (乙による指定の取消しの申出)
- 第56条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
- (1)甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2)甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3)その他、乙が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- (指定管理料の返還)
- 第57条 甲は、前2条の規定により指定の取消し等を行ったときは、指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、生じた損害については、甲乙協議の上、乙が負担するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第58条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取り扱い)

第59条 第52条から第54条までの規定は、第55条、第56条及び第58条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合その限りではない。

第9章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第60条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(自主事業)

第61条 乙は、公園施設等の設置目的に合致し、かつ他の本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。ただし、自主事業は第36条の事業計画書に記載するものとする。

(公共料金の支払い)

第62条 乙による公共料金の支払い開始及び終了は、別紙15によるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第63条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者等の変更、及び公園施設等に係る重要な人事異動を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第64条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、届出、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定で特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(申請書等の様式)

第65条 乙は、公園施行規則第17条及び駐車場施行規則第6条の規定により、別紙16の様式について別に定めなければならない。

2 乙は、前項で定める様式について事前に書面により甲に届け出なければならない。

3 前項で定めた様式を変更する場合も同様とする。

(専用印の用途及び届出)

第66条 乙は、使用する専用印の取り扱い、その他当該印について必要な事項を定め、印影を甲に届け出るものとする。

2 専用印の改刻又は改印のときも同様とする。

(苦情への対応)

第67条 乙は、公園施設等利用者等から苦情を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じ、文書として記録するとともに、甲に対して苦情内容を報告しなければならない。

2 苦情を受け付けた場合には、乙は甲と協力しその原因調査に当たるものとする。

(乙の義務)

第68条 乙が負担する義務は、第27条、第28条、第30条、第31条、第52条、第53条、第54条及び第58条に基づき、本協定の終了後も存続するものとする。

(みどり公園課事務室の配置)

第69条 引地台公園管理事務所に大和市環境農政部みどり公園課公園管理事務所の事務室等を置くものとする。

(協定の変更)

第70条 本業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第71条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第72条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第73条 本協定に関する紛争は、大和市を所管とする裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

| | | |
|---|-----|---------------|
| 甲 | 所在地 | 大和市下鶴間一丁目1番1号 |
| | 名称 | 大和市 |
| | 代表者 | 大和市長 大木 哲 |

| | | |
|---|-----|--|
| 乙 | 所在地 | |
| | 名称 | |
| | 代表者 | |

別紙1（第5条関係）

用語の定義

| | |
|----------------|---|
| 仕様書等 | 指定管理者が行う業務仕様書 指定管理者が行う業務仕様書Ⅰ・Ⅱ（大和市都市公園条例規定施設） 公園施設等指定管理者申込要項 |
| 企画提案書 | 大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例規定施設の指定管理者の選定にあたり、乙が提出した企画提案書 |
| リスクマネジメントマニュアル | 緊急時対策、防犯・防災対策についての危機管理マニュアル |
| 不可抗力 | 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩落等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことができない事由 |

別紙2 (第6条関係)

管理物件

1 管理施設

(1) つきみ野1号公園

① つきみ野野球場

ア 所在地 大和市つきみ野5-6

イ 施設内容

敷地面積 8,540㎡

建物延床面積 本部室(鉄骨平屋建・4㎡)

構造・規模 両翼8.5m センター9.0m

② 園地・駐車場

ア 所在地 大和市つきみ野5-5

イ 面積 19,216.71㎡(つきみ野野球場部分を含む。)

ウ 施設内容

付属物 トイレ、遊具、パーゴラ、時計塔

(2) 引地台公園

ア 所在地 大和市柳橋四丁目5000番地

イ 施設規模 面積 100,540.39㎡(野球場、青葉公園側スロープを含む)

ウ 施設の概要

① 引地台温水プール 建築面積 3,698㎡

床延面積 5,958㎡

B2F 770㎡

B1F 313㎡

1F 3,632㎡

2F 1,183㎡

PH 60㎡

地下1、2階 機械室、電気室、受水層室、監視室等

1階設備 2.5mプール(6コース) 2.5m×1.3m

水深1.1~1.3m

流水プール: 1.20m×3.75m 水深1m

着水プール: 水深85cm

幼児用プール:(滑り台付): 3.2㎡ 水深30cm

ジャグジープール: 2槽

採暖室

ウォータースライダー: 1.3mΦ、4.0m、8.0m

男女更衣室、ロッカー室、身障者更衣室、救護室、喫茶室厨房

2階設備 監視放送室、プールテラス、休憩室、ロビー

設備諸元 ・受水槽 ・貯湯槽 ・ボイラー ・濾過装置

② 野外音楽堂 鉄筋コンクリート造一部平屋建 床面積 239㎡

③ 公園管理事務所 鉄筋コンクリート造2階建 床面積 420㎡
(市職員常駐勤務施設)

④ トイレ棟3棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨平屋建

北側駐車場脇 延面積 64㎡

管理事務所前 延面積 64㎡

南側駐車場脇 延面積 52㎡

計 180㎡

⑤ 倉庫 軽量鉄骨造平屋建 床面積 34㎡

⑥ 売店 木造平屋建 床面積 20㎡

⑦ 監視室 軽量鉄骨造平屋建 床面積 11㎡

⑧ 受水槽・ポンプ室 ブロック造平屋建 床面積 50㎡

⑨ 流水井戸機械室 鉄筋コンクリート造平屋建 床面積36㎡

⑩ あづま屋 鉄筋コンクリート造平屋建 床面積24㎡

⑪ 放送塔 一基

⑫ 時計塔 一基

⑬ 噴水設備

⑭ 流水、井戸設備

⑮ 多目的広場、イベント(自由)広場

⑯ 遊具、パーゴラ等

⑰ 修景池

⑱ 駐車場、駐輪場

⑲ 大和スタジアム

敷地面積 19,712.08㎡

グラウンド面積 12,481㎡

構造・規模 両翼95m センター120m 全面透水性砂入り人工芝

スタンド建物 室内練習場、会議室、本部室、役員室、記録・放送室、審判員室、

報道関係者室、野球展示室、談話コーナー、控室 観客席(約5000)

夜間照明設備 照明塔6基

スコアボード LED方式(メッセージボード付)

(3) 引地台温水プール立体駐車場

ア 所在地 大和市草柳三丁目5番地1

イ 施設の概要

敷地面積 3,342.51㎡

鉄骨造2階建

1階 1,776㎡

2階 1,776㎡

床面積 3,552㎡

駐車台数 213台

(4) 宮久保公園

① 宮久保野球場

ア 所在地 大和市上和田1320-1

イ 施設内容

敷地面積 7,040㎡

建物延床面積 管理棟 12.96㎡

構造・規模 両翼70m センター85m

② 園地・駐車場

ア 所在地 大和市上和田2150-2

イ 面積 25,317.46㎡ (宮久保野球場部分を含む。)

ウ 施設内容

付属物 トイレ、時計塔

③ 宮久保スポーツ広場

ア 所在地 大和市上和田2152-1

イ 施設内容

敷地面積 7,640㎡

構造・規模 グラウンド(土)、倉庫:4㎡

2 管理備品

| 備品番号 | 品名 | 取得 | 取得金額 | 取得年月日 | 配置箇所 |
|-----------|----------|----|---------|---------|----------|
| 140802239 | 応接セット | 購入 | 288,400 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802240 | 観覧用ベンチ | 購入 | 202,704 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802241 | 観覧用ベンチ | 購入 | 202,704 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802242 | 観覧用ベンチ | 購入 | 202,704 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802243 | 観覧用ベンチ | 購入 | 202,704 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802264 | 事務椅子 | 購入 | 32,136 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802292 | 両袖机 | 購入 | 82,400 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802293 | 会議用テーブル | 購入 | 56,650 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802294 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802295 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802296 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030313 | 引地台温水プール |
| 140802297 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802298 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802299 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802300 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802301 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802302 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |

| | | | | | |
|-----------|------------|----|---------|---------|----------|
| 140802303 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802304 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802305 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802306 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802307 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802308 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802309 | けいとうテーブル | 購入 | 70,297 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802310 | けいとうテーブル | 購入 | 70,298 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802311 | 事務机 | 購入 | 44,053 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802312 | 事務机 | 購入 | 44,053 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802313 | 事務机 | 購入 | 44,053 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802314 | 事務机 | 購入 | 44,053 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802315 | 事務机 | 購入 | 44,053 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802316 | 事務机 | 購入 | 44,053 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802317 | 会議用テーブル | 購入 | 44,589 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802318 | 会議用テーブル | 購入 | 44,589 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802321 | 会議用テーブル | 購入 | 44,589 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802322 | 会議用テーブル | 購入 | 44,589 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802324 | 会議用テーブル | 購入 | 44,588 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802325 | 会議用テーブル | 購入 | 44,588 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802326 | 会議用テーブル | 購入 | 44,588 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802327 | セールスマンデスク | 購入 | 48,204 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802328 | セールスマンデスク | 購入 | 48,204 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802329 | OA テーブル | 購入 | 45,526 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802330 | OA テーブル | 購入 | 45,526 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802331 | テーブルキャビネット | 購入 | 113,300 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140802332 | テーブルキャビネット | 購入 | 113,300 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140802333 | テーブルキャビネット | 購入 | 99,910 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140802334 | テーブルキャビネット | 購入 | 58,710 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140802335 | オーバーキャビネット | 購入 | 104,030 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140802336 | オーバーキャビネット | 購入 | 104,030 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140802337 | オーバーキャビネット | 購入 | 100,940 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140802341 | センターテーブル | 購入 | 55,620 | 4030228 | 引地台温水プール |
| 140802342 | センターテーブル | 購入 | 55,620 | 4030228 | 引地台温水プール |
| 140802343 | センターテーブル | 購入 | 55,620 | 4030228 | 引地台温水プール |
| 140802344 | センターテーブル | 購入 | 55,620 | 4030228 | 引地台温水プール |
| 140802345 | 食堂用カウンター | 購入 | 84,460 | 4030218 | 引地台温水プール |
| 140802346 | 食堂用カウンター | 購入 | 104,648 | 4030218 | 引地台温水プール |

| | | | | | |
|-----------|-----------|----|---------|---------|----------|
| 140802347 | 食堂用カウンター | 購入 | 47,792 | 4030218 | 引地台温水プール |
| 140802348 | 合板中量作業台 | 購入 | 108,150 | 4030212 | 引地台温水プール |
| 140802350 | ワーキングデスク | 購入 | 36,050 | 4030330 | 引地台温水プール |
| 140802454 | ロッカー | 購入 | 48,410 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802455 | 機器戸棚 | 購入 | 99,292 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802456 | 保管庫 | 購入 | 47,380 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802457 | 保管庫 | 購入 | 47,380 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802458 | ビジネスキッチン | 購入 | 57,680 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802459 | 引違いガラス保管庫 | 購入 | 30,900 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140802460 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802461 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802462 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802463 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802464 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802465 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802466 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802467 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802468 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802469 | シェルビング | 購入 | 45,320 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802470 | 引違い保管庫 | 購入 | 41,107 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802471 | 引違いガラス保管庫 | 購入 | 44,187 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802472 | シェルビング | 購入 | 36,153 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802473 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802474 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802475 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802476 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802477 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802478 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802479 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802480 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802481 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802482 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802483 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802484 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802485 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802486 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802487 | キャビネット | 購入 | 31,801 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802488 | ビジネスキッチン | 購入 | 54,590 | 4030131 | 引地台温水プール |

| | | | | | |
|-----------|----------------|----|---------|---------|----------|
| 140802489 | ビジネスキッチン | 購入 | 54,590 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802490 | ビジネスキッチン | 購入 | 54,590 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802491 | 金庫 | 購入 | 247,200 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802492 | ファイリングトラック | 購入 | 33,578 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802493 | ショーケース | 購入 | 142,882 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802494 | ヘルパー整理棚 | 購入 | 82,400 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140802495 | ヘルパー整理棚 | 購入 | 82,400 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140802498 | 冷蔵庫 | 購入 | 55,311 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 142600953 | 冷凍冷蔵庫 | 購入 | 367,200 | 4270216 | 引地台温水プール |
| 140802500 | コールドテーブル | 購入 | 444,960 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802502 | プラスチック引出付スチール棚 | 購入 | 93,730 | 4030212 | 引地台温水プール |
| 140802503 | ロッカー | 購入 | 37,080 | 4030312 | 引地台温水プール |
| 140802504 | ロッカー | 購入 | 50,367 | 4030312 | 引地台温水プール |
| 140802505 | ロッカー | 購入 | 50,367 | 4030312 | 引地台温水プール |
| 140802506 | ロッカー | 購入 | 50,367 | 4030312 | 引地台温水プール |
| 140802507 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030325 | 引地台温水プール |
| 140802508 | ロッカー | 購入 | 34,814 | 4030325 | 引地台温水プール |
| 140802509 | 機器トラック | 購入 | 31,415 | 4030330 | 引地台温水プール |
| 140802510 | ハイケース | 購入 | 168,920 | 4030330 | 引地台温水プール |
| 140802531 | アイスメーカー | 購入 | 381,100 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802532 | グリドル | 購入 | 185,400 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802534 | ボトルクーラー | 購入 | 123,600 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802536 | ウォーマー | 購入 | 80,340 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140802550 | 回転黒板 | 購入 | 51,912 | 4030325 | 引地台温水プール |
| 140805909 | カメラ | 購入 | 60,564 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805910 | ビデオカメラセット | 購入 | 156,972 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140805919 | 電子血圧計 | 購入 | 432,600 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805922 | 救急セット | 購入 | 54,796 | 4030124 | 引地台温水プール |
| 140805938 | 硬貨選別機 | 購入 | 301,084 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805939 | プールロボット | 購入 | 642,720 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805940 | プールロボット | 購入 | 642,720 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805941 | プールクリーナー | 購入 | 360,912 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805942 | プールクリーナー | 購入 | 360,912 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805943 | 洗濯機 | 購入 | 46,865 | 4030130 | 引地台温水プール |
| 140805959 | 衣類乾燥機 | 購入 | 66,332 | 4030311 | 引地台温水プール |
| 140805960 | ウォータークーラ | 購入 | 103,000 | 4030312 | 引地台温水プール |
| 140805961 | プールクリーナー | 購入 | 360,912 | 4030330 | 引地台温水プール |
| 140805962 | プールクリーナー | 購入 | 360,912 | 4030330 | 引地台温水プール |

| | | | | | |
|-----------|-----------|----|---------|---------|----------|
| 140805970 | 車椅子 | 購入 | 44,805 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805971 | 車椅子 | 購入 | 44,805 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805972 | 車椅子 | 購入 | 44,805 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805973 | 車椅子 | 購入 | 44,805 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805974 | 車椅子 | 購入 | 44,805 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140805975 | 手押車 | 購入 | 46,659 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140805976 | 手押車 | 購入 | 46,659 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140805988 | プールカバー巻取機 | 購入 | 288,400 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805989 | プールカバー巻取機 | 購入 | 288,400 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805990 | プールカバー巻取機 | 購入 | 288,400 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805991 | プールカバー巻取機 | 購入 | 288,400 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805992 | コースロープ巻取機 | 購入 | 135,960 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805993 | コースロープ巻取機 | 購入 | 135,960 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805994 | コースロープ巻取機 | 購入 | 135,960 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805995 | コースロープ巻取機 | 購入 | 135,960 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805996 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805997 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805998 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140805999 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806000 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806001 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806002 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806003 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806004 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806005 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806006 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806007 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806008 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806009 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806010 | プールカバー巻取芯 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806019 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806020 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806021 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806022 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806023 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806024 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806025 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806026 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |

| | | | | | |
|-----------|-------------|----|---------|---------|----------|
| 140806027 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806028 | プール監視台 | 購入 | 65,920 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806029 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806030 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806031 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806032 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806033 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806034 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806035 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806036 | コースロープ | 購入 | 80,752 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806037 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806038 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806039 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806040 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806041 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806042 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806043 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806044 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806045 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806046 | プールミニ監視台 | 購入 | 37,080 | 4030118 | 引地台温水プール |
| 140806099 | 傘立て | 購入 | 129,780 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140806100 | 傘立て | 購入 | 129,780 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140806101 | 傘立て | 購入 | 129,780 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140806102 | 傘立て | 購入 | 129,780 | 4030129 | 引地台温水プール |
| 140806103 | ゴミ箱 | 購入 | 32,872 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806104 | ゴミ箱 | 購入 | 32,872 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806105 | ゴミ箱 | 購入 | 32,872 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806106 | ゴミ箱 | 購入 | 32,872 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806107 | ゴミ箱 | 購入 | 32,873 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806108 | パンフレットスタンド | 購入 | 40,371 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806109 | パンフレットスタンド | 購入 | 40,371 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806110 | コートスタンド | 購入 | 35,329 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806111 | アコーディオンカーテン | 購入 | 68,701 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806112 | アコーディオンカーテン | 購入 | 68,701 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806113 | テレビ台 | 購入 | 58,195 | 4030131 | 引地台温水プール |
| 140806114 | 伸縮ハシゴ | 購入 | 32,960 | 4030212 | 引地台温水プール |
| 140806115 | 伸縮ハシゴ | 購入 | 32,960 | 4030212 | 引地台温水プール |
| 140806116 | 平和都市宣言パネル | 購入 | 40,170 | 4030315 | 引地台温水プール |

| | | | | | |
|-----------|-------------|----|---------|---------|----------|
| 140806117 | 傘立て | 購入 | 108,150 | 4030325 | 引地台温水プール |
| 140806118 | 傘立て | 購入 | 108,150 | 4030325 | 引地台温水プール |
| 140806119 | アコーディオンカーテン | 購入 | 36,050 | 4030325 | 引地台温水プール |
| 140806120 | アコーディオンカーテン | 購入 | 36,050 | 4030325 | 引地台温水プール |
| 140806121 | プラントボックス | 購入 | 75,705 | 4030330 | 引地台温水プール |
| 140806122 | プラントボックス | 購入 | 75,705 | 4030330 | 引地台温水プール |
| 140806123 | プラントボックス | 購入 | 75,705 | 4030330 | 引地台温水プール |
| 140806125 | 電話台 | 購入 | 44,290 | 4030308 | 引地台温水プール |
| 141400123 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400124 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400125 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400126 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400127 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400128 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400129 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400130 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400131 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400132 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400133 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400134 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400135 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400136 | コインロッカー | 購入 | 112,350 | 4140607 | 引地台温水プール |
| 141400137 | (人工樹木) | 購入 | 37,200 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400138 | (人工樹木) | 購入 | 33,000 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400139 | (人工樹木) | 購入 | 43,500 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400140 | (人工樹木) | 購入 | 35,800 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400141 | (人工樹木) | 購入 | 35,800 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400142 | (人工樹木) | 購入 | 35,800 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400143 | (人工樹木) | 購入 | 35,800 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400144 | (人工樹木) | 購入 | 43,500 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400145 | (人工樹木) | 購入 | 43,500 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400146 | (人工樹木) | 購入 | 43,500 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400147 | (人工樹木) | 購入 | 52,600 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400148 | (人工樹木) | 購入 | 37,100 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400149 | (人工樹木) | 購入 | 40,600 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400150 | (人工樹木) | 購入 | 42,700 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141400151 | (人工樹木) | 購入 | 146,200 | 4140626 | 引地台温水プール |
| 141700229 | 水中ポンプ | 寄付 | 97,650 | 4100228 | 引地台温水プール |

| | | | | | |
|-----------|--------------------|----|---------|---------|-----------|
| 141700230 | スポーツタイマー | 寄付 | 116,000 | 4100331 | 引地台温水プール |
| 141700232 | プールクリーナー用電源 | 寄付 | 73,500 | 4120731 | 引地台温水プール |
| 141700233 | コースロープ | 寄付 | 365,268 | 4130228 | 引地台温水プール |
| 141700237 | アクリル加工品 | 寄付 | 82,300 | 4160228 | 引地台温水プール |
| 142101065 | デジタルハイビジョンテレビ | 購入 | 59,535 | 4220331 | 引地台温水プール |
| 142101066 | デジタルハイビジョンテレビ | 購入 | 59,535 | 4220331 | 引地台温水プール |
| 142101090 | デジタルハイビジョンテレビ | 購入 | 108,885 | 4220331 | 引地台温水プール |
| 142101091 | デジタルハイビジョンテレビ | 購入 | 108,885 | 4220331 | 引地台温水プール |
| 142200593 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200594 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200595 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200596 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200597 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200598 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200599 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200600 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200601 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142200602 | サンラウンジャー | 購入 | 30,450 | 4220927 | 引地台温水プール |
| 142400713 | コインロッカー | 購入 | 136,500 | 4250224 | 引地台温水プール |
| 142600953 | Panasonic たて型冷凍冷蔵庫 | 購入 | 367,200 | 4270216 | 引地台温水プール |
| 141700247 | 刈払機 | 寄付 | 43,575 | 4180331 | 引地台公園 |
| 141700248 | 新ダイワエンジン発動機 | 寄付 | 160,680 | 4180331 | 引地台公園 |
| 141700249 | 物置 | 寄付 | 65,714 | 4180331 | 引地台公園 |
| 141700250 | 物置 | 寄付 | 65,714 | 4180331 | 引地台公園 |
| 141700251 | エンジンセンサー | 寄付 | 87,570 | 4180331 | 引地台公園 |
| 141700253 | 物置 | 寄付 | 449,400 | 4180331 | 引地台公園(売店) |
| 140803486 | テーブル | 購入 | 123,600 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803487 | カラーレイキャビネット | 購入 | 32,400 | 3590525 | 大和スタジアム |
| 140803488 | 手動ラック | 購入 | 535,600 | 4020331 | 大和スタジアム |
| 140803489 | ファイリングキャビネット | 購入 | 32,754 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803490 | 卓上ケース | 購入 | 32,754 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803491 | 食器棚 | 購入 | 64,375 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803492 | 食器棚 | 購入 | 64,375 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803493 | 製氷器 | 購入 | 198,790 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803494 | 冷水器 | 購入 | 84,460 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803495 | 冷水器 | 購入 | 84,460 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803497 | 扇風機 | 購入 | 46,247 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803498 | 扇風機 | 購入 | 46,247 | 4080329 | 大和スタジアム |

| | | | | | |
|-----------|-----------------|----|-----------|---------|---------|
| 140803500 | プリンター | 購入 | 82,297 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140803501 | ワープロ | 購入 | 101,867 | 4080502 | 大和スタジアム |
| 140806891 | 書画カメラ | 購入 | 183,855 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806892 | 蘇生バック | 購入 | 33,444 | 4080228 | 大和スタジアム |
| 140806893 | 診察用寝台 | 購入 | 40,170 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806894 | 診察用寝台 | 購入 | 40,170 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806896 | ラジオカセット | 購入 | 40,000 | 3591003 | 大和スタジアム |
| 140806900 | 野球場グラウンド等整備機器 | 購入 | 5,150,000 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806901 | エンジン式バキュームスイーパー | 購入 | 350,200 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806904 | 車椅子 | 購入 | 52,530 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806910 | ポータブルアンプ | 購入 | 254,600 | 4080326 | 大和スタジアム |
| 140806912 | ビデオデッキ | 購入 | 57,688 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806913 | ステージ | 購入 | 287,370 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806914 | ステージ | 購入 | 287,370 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806915 | ピッチングゲージ | 購入 | 35,123 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806916 | ピッチングゲージ | 購入 | 35,123 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806917 | ピッチングゲージ | 購入 | 35,123 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806918 | ピッチングゲージ | 購入 | 35,123 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806921 | バッティングゲージ | 購入 | 363,590 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806923 | サンドバギー車 | 寄付 | 0 | 4080313 | 大和スタジアム |
| 140806924 | バット・グローブ・ボール | 寄付 | 0 | 4080313 | 大和スタジアム |
| 140806925 | 模型 | 寄付 | 0 | 4080313 | 大和スタジアム |
| 140806926 | 模型 | 寄付 | 0 | 4080313 | 大和スタジアム |
| 140806927 | 演台 | 寄付 | 0 | 4080313 | 大和スタジアム |
| 140806928 | オールアルミフトサル | 購入 | 169,950 | 4081220 | 大和スタジアム |
| 140806929 | オールアルミフトサル | 購入 | 169,950 | 4081220 | 大和スタジアム |
| 140806930 | フトサルゴール | 購入 | 176,397 | 4090226 | 大和スタジアム |
| 140806931 | 旗 | 購入 | 39,500 | 3530727 | 大和スタジアム |
| 140806932 | パンフレットスタンド | 購入 | 36,977 | 4020302 | 大和スタジアム |
| 140806933 | 折りたたみついたて | 購入 | 38,007 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806934 | パネルスクリーン | 購入 | 59,019 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806935 | パネルスクリーン | 購入 | 59,019 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806936 | パネルスクリーン | 購入 | 59,019 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806941 | 傘立 | 購入 | 31,982 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 140806942 | パンフレットスタンド | 購入 | 30,127 | 4080329 | 大和スタジアム |
| 141700575 | 掲示板 | 寄付 | 33,285 | 4180331 | 大和スタジアム |
| 141700915 | 物置 | 寄付 | 152,670 | 4180331 | つきみ野野球場 |
| 141700916 | バロネス芝刈機 | 寄付 | 470,000 | 4180331 | 宮久保野球場 |

| | | | | | |
|-----------|---------------|----|---------|---------|-----------|
| 141700917 | サッカーゴール(少年) | 寄付 | 392,000 | 4180331 | 宮久保スポーツ広場 |
| 141700918 | フットサルゴール | 寄付 | 178,500 | 4180331 | 宮久保スポーツ広場 |
| 142101010 | デジタルハイビジョンテレビ | 購入 | 59,535 | 4220331 | 大和スタジアム |
| | | | | | |
| | | | | | |

別紙3（第15条関係）

第三者への委託可能業務

| 番号 | 業務名 |
|----|---------------------------|
| 1 | 設備運転監視及び保守点検（プール） |
| 2 | プール監視等（プール） |
| 3 | 日常清掃（プール） |
| 4 | 定期清掃（プール） |
| 5 | 夜間警備（プール） |
| 6 | 芳香剤保守管理（プール） |
| 7 | 水質検査（プール） |
| 8 | グリストラップ清掃（プール） |
| 9 | ボイラー機能検査（プール） |
| 10 | ウォータースライダー定期点検（プール） |
| 11 | 非常用自家発電機器保守点検（プール） |
| 12 | 自動昇降機保守点検（プール） |
| 13 | 消防用設備保守点検（プール） |
| 14 | ボイラー及び付属設備保守点検（プール） |
| 15 | 小型吸収冷凍機保守点検（プール） |
| 16 | 可動屋根及び自動ドア保守点検（プール） |
| 17 | 自動券売機保守点検（プール） |
| 18 | 入退場ゲートシステム保守点検（プール） |
| 19 | 高・中木剪定（引地台公園園地） |
| 20 | 刈込み（機械）（引地台公園園地） |
| 21 | スズメバチ駆除（引地台公園園地） |
| 22 | 草花管理（引地台公園園地） |
| 23 | 草刈り（機械）（引地台公園園地） |
| 24 | 人力除草（引地台公園園地） |
| 25 | 動物管理（引地台公園園地） |
| 26 | 管理監視（清掃及び巡回）（引地台公園園地） |
| 27 | ゴミ収集運搬（引地台公園園地） |
| 28 | 放置車両引上げ及び解体処理（引地台公園園地） |
| 29 | 噴水清掃（引地台公園園地） |
| 30 | 流れ・池清掃（引地台公園園地） |
| 31 | 受水槽清掃（引地台公園園地） |
| 32 | パトロール警備（引地台公園園地） |
| 33 | 駐車場開錠施錠（引地台公園園地） |
| 34 | 機械警備（引地台公園管理事務所）（引地台公園園地） |
| 35 | 機械警備（売店）（引地台公園園地） |

| | |
|----|---------------------------|
| 36 | 遊具点検（引地台公園園地） |
| 37 | 空調機保守点検（引地台公園園地） |
| 38 | 放送設備保守点検（引地台公園園地） |
| 39 | 噴水保守点検（引地台公園園地） |
| 40 | 井戸設備点検（引地台公園園地） |
| 41 | 水質検査（飲料水）（引地台公園園地） |
| 42 | 水質検査（井戸水）（引地台公園園地） |
| 43 | 簡易専用水道検査（引地台公園園地） |
| 44 | 加圧給水ユニット保守点検（引地台公園園地） |
| 45 | 消防用設備保守点検（引地台公園園地） |
| 46 | 消防用設備保守点検（立体駐車場） |
| 47 | 駐車場補助員（立体駐車場） |
| 48 | 火災監視（機械警備）（立体駐車場） |
| 49 | 管理機器（立体駐車場） |
| 50 | グラウンド整備（つきみ野1号公園） |
| 51 | 維持管理（点検・整備・清掃）（つきみ野1号公園） |
| 52 | 清掃（大和スタジアム） |
| 53 | 設備管理（大和スタジアム） |
| 54 | 年間保守管理（大和スタジアム） |
| 55 | 共通事項管理（大和スタジアム） |
| 56 | 夜間警備（大和スタジアム） |
| 57 | エレベータ保守点検（大和スタジアム） |
| 58 | 自動ドア保守点検（大和スタジアム） |
| 59 | スコアボード保守点検（大和スタジアム） |
| 60 | 防球ネット保守点検（大和スタジアム） |
| 61 | 放送設備保守点検（大和スタジアム） |
| 62 | 散水装置保守点検（大和スタジアム） |
| 63 | 夜間照明灯保守点検（大和スタジアム） |
| 64 | ポンプ類保守点検（大和スタジアム） |
| 65 | ラバーフェンス保守点検（大和スタジアム） |
| 66 | 人工芝保守点検（大和スタジアム） |
| 67 | グラウンド整備（宮久保公園） |
| 68 | 維持管理（点検・整備・清掃）（宮久保公園） |
| 69 | グラウンド整備（宮久保スポーツ広場） |
| 70 | 維持管理（点検・整備・清掃）（宮久保スポーツ広場） |

別紙4 (第25条関係)

| | | | | |
|---|--|--|-----------|--|
| 事故等発生報告書 | 押 印 欄 | | 受 付 . . . | |
| | | | 決 裁 . . . | |
| 年 月 日 | | | | |
| 大 和 市 長 あて | | | | |
| 団 体 名 ○○○ 代 表 者 名 <div style="text-align: right;">⑩</div> | | | | |
| 事 故 発 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 (午前・午後) 時 分頃 | | | |
| 事 故 (災 害) の 種 類 | | | | |
| 事故による被災者 (負傷者) | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 保護者名 | | 連絡先 | |
| 事 故 (災 害) の 発 生 場 所 | | | | |
| 事 故 (災 害) の 概 要 (傷病・災害の程度) | | | | |
| 事 故 (災 害) 発 生 の 状 況 及 び 原 因 | | | | |
| 監 視 員 又 は 責 任 者 の 措 置 | | | | |
| 事 故 を 確 認 し た 者 の 証 明 | 上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 住所 氏名 <div style="text-align: right;">⑩</div> | | | |

事故発生状況の図解

事故発生場所の略図

個人情報取扱特記事項

（秘密等の保持）

第1条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2条 乙は、この協定により業務を処理するため個人情報を取扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（委託の禁止）

第3条 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

（目的以外の使用禁止）

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

（個人情報の保管）

第6条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

（返還義務）

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を指定管理業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（事故報告義務）

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報の内容を漏えい、き損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

別紙6（第30条関係）

情報資産（非公開情報）の取扱いに関する特記事項

（非公開情報の定義）

第1条 非公開情報とは、個人情報（大和市個人情報保護条例第2条（4）に該当する情報）及び業務上必要とする最小限度の範囲の職員が取り扱う、又は公開を予定していない情報資産（大和市情報セキュリティ基本方針「3. 定義」に定められている情報資産）とし、次の被害が想定されるものをいう。

- （1）市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの全て
- （2）企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの全て
- （3）市内部の事務に影響が及ぶもの全て

（秘密等の保持）

第2条 乙は、この協定による業務に関して知り得た非公開情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（委託の禁止）

第3条 乙は、甲が承認した場合を除き、非公開情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

（目的以外の使用禁止）

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

（保管、搬送等）

第6条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報をき損及び滅失することのないよう、授受、搬送、保管及び廃棄などの際に、安全な管理に努めなければならない。

（返還義務）

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報を指定管理業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（事故報告義務）

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報の内容を漏えい、き損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（責任の境界）

第9条 乙は、乙自身及び甲が認めた第三者が特記事項に違反若しくは不注意などにより非公開情報を漏えい、き損及び滅失した場合には、その責任を全て負わなければならない。

別紙7 (第32条関係)

平成 年度拾得物処理簿

| No. | 拾得日時 | 拾得場所 | 品名 | 形状特徴等 | 拾得者 (利用者等の場合は氏名・住所・TEL記入) | 権利 | 返還月日 | 備考 |
|-----|------|------|----|-------|------------------------------|-----|------|----|
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |
| | | | | | ・職員等 ・利用者等 | 有・無 | | |

注1) 権利とは、遺失物法に規定する拾得者の報労金請求権及び所有権の権利放棄有無に関する意思をいい、利用者等が拾得した場合に記入する。

注2) 返還月日とは、遺失者が遺失物を受領した日をいう。

注3) 備考欄には、警察への届出日、遺失物の所有権を取得する日等事務処理日等を記載する。

事業計画書に記載する事項

1 職員配置

① 職員配置体制表

本部、現地事務所含め、職員の担当業務、雇用形態、業務実績等を記載した配置体制表を作成する。

② 勤務ローテーション表

現地事務所に勤務する職員のローテーション表を作成する。早出、遅出等についても記載する。

2 責任体制

本部、現地事務所含め、各職員の責任分担を明確に記載する。

3 緊急対応

① 事故発生時対応

事故発生時など緊急時の対応について、被害者対応、二次被害防止対策、事故発生源調査等必要な業務について記載する。

② 緊急対応業務フロー

事故発生時など緊急時の対応について、業務フローを作成する。

③ 緊急連絡体制表

緊急時の連絡体制について、連絡体制表を作成する。

4 防犯、防災対策

① 防犯対策

管理施設での犯罪発生を防止するための措置について記載する。

② 防災対策

災害発生時の対応について、あらかじめ対応マニュアルを作成する。

5 苦情、要望対応

① 管理施設利用者等から寄せられる苦情、要望等について、利用者の声の収集方法、苦情、要望等の対応方針などについて記載する。

② 苦情、要望等対応事務フロー

管理施設利用者等から寄せられる苦情、要望等についての処理業務のフローを作成する。

6 年間業務実施計画

① 年間業務事業計画表

管理業務について、年間の業務計画を作成する。

② 外部委託予定表

管理業務の一部を外部委託する予定がある場合、予定される委託業務について記載する。

7 研修計画等

現地事務所に配置される職員の管理技能等向上のための研修等の計画について

て記載する。

8 自主事業等事業計画

企画提案書において提案した自主事業等について、事業計画を作成する。

平成 年 月 日

大和市長 あて

団体名

代表者名

印

月 報

引地台温水プールの平成 年 月分の管理業務について、次のとおり報告します。

1 水質管理及びプール監視業務

(1) 水質検査の実施状況

(2) 各プール（流水・2.5m・幼児用・ウォータースライダーなど）及びプールサイド、更衣室等施設内監視の実施状況

(3) 監視員の配置状況

(4) ウォータースライダーの日常点検

2 プール利用状況

(1) 月別利用料金収入内訳

(2) 月別入場者数内訳

(3) 毎日の利用状況（一般券、助成券、無料者別の利用状況）、

3 自主事業の実施状況

4 その他特記事項

(1) 開場日数

(2) その他

5 添付書類

平成 年 月 日

大和市長 あて

団体名

代表者名

印

月 報

引地台公園の平成 年 月分の管理業務について、次のとおり報告します。

- 1 引地台公園の園地の管理業務
 - (1) 園内の巡回・パトロールの実施状況
 - (2) 遊具点検の実施状況
 - (3) 植木植栽等の剪定の実施状況
 - (4) 草花・草地の管理状況

- 2 引地台野外音楽堂利用状況
 - (1) 月別利用料金収入内訳
 - (2) 月別入場者数内訳
 - (3) 毎日の利用状況（無料団体、有料団体別）

- 3 自主事業の実施状況

- 4 その他特記事項
 - (1) 引地台野外音楽堂の開場日数
 - (2) その他

- 5 添付書類

平成 年 月 日

大和市長 あて

団体名
代表者名

印

月 報

引地台温水プール立体駐車場の平成 年 月分の管理業務について、次のとおり報告します。

1 立体駐車場の管理業務

(1) 維持管理の実施状況

2 立体駐車場利用状況

(1) 月別利用料金収入

(2) 月別利用台数

(3) 毎日の利用料金及び台数状況（早朝7時～9時の台数内訳）

3 その他特記事項

(1) 開場日数

(2) その他

4 添付書類

月 報

平成 年 月 日

大和市長 あて

団体名

代表者名

印

公園施設等（つきみ野野球場、大和スタジアム、宮久保野球場、宮久保スポーツ広場）の平成 年 月分の業務について、次のとおり報告します。

1 施設の利用状況

| 項目 施設名 | 開場日数 | 利用件数 (種目別) | 利用時間 (種目別) | 利用者数 (種目別) |
|-----------|------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | |

2 利用料金収入実績

| 項目 施設名 | 納付件数 (種目別) | 収入金額 (種目別) | 還付件数 (種目別) | 還付金額 (種目別) | 差引件数 (種目別) | 差引金額 (種目別) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | | | |

3 管理状況について

| | |
|----------------|--|
| 来場者の安全管理について | |
| 事件、事故等発生内容について | |
| 場内清掃等の状況について | |
| 植物等の管理状況について | |
| 特記事項 | |

四半期総括表（平成 年度第 四半期分）

| | |
|-------------------------------|---|
| 管理業務実施状況 （各施設ごと） | 別紙（月報）のとおり 委託業務実施状況は、添付書類のとおり |
| 有料施設利用実績 （各施設ごと） | 別紙（月報）のとおり |
| 管理施設利用者等か らの苦情等 （各施設ごと） | 苦情等件数及び苦情受付内容 受け付け及び処理内容は、添付書類のとおり |
| 自主事業の実施状況 （各施設ごと） | 別紙（月報）のとおり |
| 管理施設の重大な事 故等 （各施設ごと） | |
| その他連絡事項 （各施設ごと） | |

別紙11（第42条関係）

年度別指定管理料

| 年 度 | 金 額 |
|--------|-----|
| 平成28年度 | |
| 平成29年度 | |
| 平成30年度 | |
| 平成31年度 | |
| 平成32年度 | |

別紙12（第42条関係）

各期の指定管理料支払額

| 期 | 金額 |
|---------------|----|
| 第1期（4月～6月分） | |
| 第2期（7月～9月分） | |
| 第3期（10月～12月分） | |
| 第4期（1月～3月分） | |

公園施設等に関する賠償責任保険

1 保険の内容

この保険は、指定管理者が管理運営する公園施設等において、偶然な事故が発生した場合に以下のとおり補償するものである。

(1) 対象施設

- ・引地台公園等（野球場除く、青葉公園側スロープ含む）
- ・引地台温水プール立体駐車場

(2) 補償内容

- ① 施設の欠陥や管理の不備が原因であったため、指定管理者又は市が法律上の損害賠償責任を問われた場合 → 賠償責任保険
- ② 指定管理者又は市の責任の有無にかかわらず、施設利用者や入場者が急激かつ偶然な外来の事故により障害を被った場合 → 見舞費用、施設治療費用

2 管理施設の管理運営に関わる賠償責任保険

(1) 施設賠償責任保険

賠償責任 対人 1名/1事故 1億円/5億円
 対物 1,000万円（引地台温水プール）2,000万円（引地台公園園地）
 対物保管物賠償（引地台温水プール）
 1事故 300万円 期間中 300万円

(2) 被災者傷害見舞費用特約

| 項目 | | 支払限度額 |
|------------|-----------------------|--------------------|
| 死亡した場合 | | 200万円 |
| 後遺障害が生じた場合 | | 後遺障害の程度により 200～6万円 |
| 入院治療の場合 | 病院又は診療所に入 院した期間 | 31日以上 30万円 |
| | | 15日以上30日以内 15万円 |
| | | 8日以上14日以内 7万円 |
| | | 4日以上7日以内 4万円 |
| | | 3日以内(プール) 4万円 |
| | | 3日以内(公園園地) 2万円 |
| | 治療した期間（入院 した期間を除く） | 31日以上 15万円 |
| | | 15日以上30日以内 7万円 |
| | | 8日以上14日以内 4万円 |
| | | 4日以上7日以内 2万円 |
| | 3日以内 1万円 | |

(3) 施設治療費用保険金特約

てん補限度額 1名/1事故 30万円/300万円

3 取扱現金総合保険

引地台温水プール、引地台温水プール立体駐車場、引地台野外音楽堂の利用料
 金

1 事故につき 300 万円

4 昇降機賠償責任保険（引地台温水プール）

賠償責任 対人 1 名／1 事故 6,000 万円／2 億円
対物 1 事故 1,000 万円

5 ロッカーの収容品の総合保障保険（引地台温水プール）

(1) 身の回り品等 840 万円 (2) 現金 280 万円

6 自動車駐車場に関わる賠償責任保険（引地台温水プール立体駐車場）

(1) 自動車管理者賠償責任保険 11,160 万円
(2) 施設管理者賠償責任保険 対人 1 名／1 事故 1 億円／5 億円
対物 1 事故 1,000 万円

公園施設等に関する賠償責任保険

1 保険の内容

この保険は、指定管理者が管理運営する公園施設等において、偶然な事故が発生した場合に以下のとおり補償するものである。

(1) 対象施設

- ・つきみ野野球場（園地・駐車場含む。）
- ・大和スタジアム
- ・宮久保野球場（園地・駐車場含む。）
- ・宮久保スポーツ広場

(2) 補償内容

- ① 施設の欠陥や管理の不備が原因であったため、指定管理者又は市が法律上の損害賠償責任を問われた場合 → 賠償責任保険
- ② 指定管理者又は市の責任の有無にかかわらず、施設利用者や入場者が急激かつ偶然な外来の事故により障害を被った場合 → 見舞費用、施設治療費用
- ③ 保険金額

ア 賠償責任が明確な場合

| | | |
|-------|-----------------------|---------|
| 対人賠償 | 1名 1億円 | 1事故 5億円 |
| 対物賠償 | 1事故 1,000万円 | |
| 保管物賠償 | 1事故 300万円 / 期間中 300万円 | |

上記のてん補限度額の範囲で支払われる費用項目

- ・ 治療費、入院費、通院費、慰謝料、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益や物の修理代等の損害賠償金
- ・ 裁判、調停、仲裁等の争訟費用
- ・ 事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助費、護送費その他）

イ 施設治療費用保険金（過失の有無に関係なく支払う治療費等）

管理する運動施設等で発生した事故によって被った身体の障害に関して、保険会社の同意を得て支払うことによって被る損害を施設治療費用保険金として支払うもの。

*施設管理に伴う障害事故に対して、施設管理者の過失の有無に関係なく治療費を支払うもので、障害を負った第三者との今後の円満な関係維持のために効果がある。

〔治療費用：てん補限度額〕

| | |
|--------|-------|
| 1名につき | 30万円 |
| 1事故につき | 300万円 |

上記のてん補限度額の範囲内で支払われる費用項目

- ・ 治療、手術、レントゲン、義手、義足等の費用
- ・ 入院、看護の費用

〔保険金支払の条件〕

- ・ 事故の日から1年以内に要した治療費であること。
- ・ 保険会社からの要請があった場合、保険会社の費用で保険会社の指定する医師の診断を受けること。

別紙14（第51条関係）

| 種 類 | 内 容 | 負担者 | |
|-----------------------------|--|-----|------------|
| | | 市 | 指 定 管理者 |
| 物価変動 | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加 | | ○ |
| | ただし、急激な変動によるもの | 協 | 議 |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| | ただし、急激な変動によるもの | 協 | 議 |
| 周辺住民・市民等 及び施設利用者へ の対応 | 施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応 | | ○ |
| | 上記以外のもの | 協 | 議 |
| 法令等の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 | 協 | 議 |
| | 一般的な税制変更等 | | ○ |
| 政治、行政的理由 による事業変更 | 政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担 | ○ | |
| 不可抗力等 | 不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの | 協 | 議 |
| | ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等 | 協 | 議 |
| 書類の誤り | 仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 施設・設備の損傷 | 経年劣化によるもの（1件当たり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費） | | ○ |
| | 経年劣化によるもの（乙の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの） | ○ | |
| | 第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費） | | ○ |
| | 第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの） | ○ | |
| | 上記以外のもの | 協 | 議 |
| 第三者への賠償 | 管理者として注意義務を怠ったことによるもの | | ○ |
| | 上記以外の理由により損害を与えた場合 | 協 | 議 |

| | | | |
|-------------|--|---|---|
| セキュリティ | 警備不備による情報漏洩、犯罪の発生 | | ○ |
| | ただし、犯罪による損害額が著しい場合 | 協 | 議 |
| 需要変動 | 利用者の増減に伴う管理者の収益の増減 | | ○ |
| 情報の保護 | 管理者が知りえた情報の漏洩 | | ○ |
| 債務不履行 | 管理者の事業放棄、破綻等によるもの | | ○ |
| 事業終了時の費用 | 期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用 及び新しい指定管理者への引継費用 | | ○ |
| 利用者の許認可 | 管理者の責によるもの | | ○ |
| コスト増大 | 施設管理上必要となった経費 | | ○ |
| 事業の変更・遅延・中止 | 管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの | | ○ |
| 要求水準未達 | 管理者の運営が協定書の水準に満たない場合 | | ○ |
| 運営停止 | 管理者の責によるもの | | ○ |

別紙15（第62条関係）

公共料金の支払い

| 公共料金の種類 | 開 始 | 終 了 |
|------------------------|------------|-----------------------------------|
| 電気料金・ガス料金・上 下水道料金 | 平成28年4月分請求 | 平成33年3月分請求又は指定が 取り消された月の当該月分請求 |
| 電話料金・固定電話発信 の携帯電話料金 | 平成28年5月分請求 | 平成33年4月分請求又は指定が 取り消された月の翌月分請求 |

別紙16 (第65条関係)

| 規則名 | 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 (規則) |
|---------------------------|------------|------------------------------|---------------|
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第5号様 式 | 有料公園スポーツ施設利用申請書 | 第7条及び第1 7条 |
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第6号様 式 | 有料公園施設利用申請書 | 第7条及び第1 7条 |
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第7号様 式 | 有料公園スポーツ施設利用承認通知 書 | 第7条及び第1 7条 |
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第8号様 式 | 有料公園施設利用決定通知書 | 第7条及び第1 7条 |
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第15号 様式 | 有料公園スポーツ施設利用料金還付 申請書 | 第15条 |
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第16号 様式 | 有料公園施設等利用料金還付申請書 | 第15条 |
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第17号 様式 | 有料公園スポーツ施設利用料金還付 決定通知書 | 第15条 |
| 公園施行規則 別表 (第20条 関係) | 第18号 様式 | 有料公園施設等利用料金還付決定通 知書 | 第15条 |
| 駐車場施行規則 別表 (第6条関 係) | 第2号様 式 | 引地台温水プール立体駐車場利用料 金還付申請書 | 第5条 |
| 駐車場施行規則 別表 (第6条関 係) | 第3号様 式 | 引地台温水プール立体駐車場利用料 金還付決定通知書 | 第5条 |

様式1(第35条関係)

光熱水・燃料・廃棄物等の状況報告書

報告年月日 平成 年 月 日

□ 年 □ 半期

施設名 _____
 指定管理者名 _____

| | | |
|-------|-----|-----|
| 指定管理者 | | 担当課 |
| 担当 | 責任者 | 担当 |
| | | |

光熱水

| | 電気kwh | 都市ガス ³ | 水道 ³ |
|-----|-------|-------------------|-----------------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | | |
| 7月 | | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| 小計 | | | |
| 目標値 | | | |
| 10月 | | | |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |
| 合計 | | | |
| 目標値 | | | |

燃料

| | A重油 ³ | 灯油 ³ | ガソリン ³ | LPガス ³ |
|-----|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 4月 | | | | |
| 5月 | | | | |
| 6月 | | | | |
| 7月 | | | | |
| 8月 | | | | |
| 9月 | | | | |
| 小計 | | | | |
| 目標値 | | | | |
| 10月 | | | | |
| 11月 | | | | |
| 12月 | | | | |
| 1月 | | | | |
| 2月 | | | | |
| 3月 | | | | |
| 合計 | | | | |
| 目標値 | | | | |

廃棄物等

| | 廃棄物 kg | 資源 kg | 古紙 kg | びん kg | スチール缶 kg | 7L缶 kg | ペットボトル kg |
|-----|-----------|----------|----------|----------|-------------|-----------|--------------|
| 4月 | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | |
| 目標値 | | | - | - | - | - | - |
| 10月 | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |
| 目標値 | | | - | - | - | - | - |

様式2(第35条関係)

業務用車両の使用状況報告書

報告年月日 平成 年 月 日

年度 半期

施設名
指定管理者名

| 指定管理者 | | 担当課 |
|-------|-----|-----|
| 担当 | 責任者 | 担当 |
| | | |

| 燃料の種類 | 用途 | 種別 | 台数 | 内低公害車台数 | 単位 | 上半期 | 下半期 | 合計 | 低公害車の割合 | 走行距離(1台) | 燃料使用量(1台) | 燃費(1台) | |
|-------|----------|----------|----|---------|---------|-----|-----|----|---------|----------|-----------|--------|--|
| ガソリン | 乗用 | 軽 | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 小型 | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 普通(~10人) | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | 貨物 | 軽 | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 小型 | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 普通(~10人) | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | 特種(~10人) | | | Km | | | | | | | | | |
| | | | | L | | | | | | | | | |
| | 原動機付自転車 | | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | L | | | | | | | | |
| | 目標値 | | | | L | | | | | | | | |
| 軽油 | 乗用 | 軽 | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 小型 | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 普通(~10人) | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | 普通(11人~) | | | Km | | | | | | | | | |
| | | | | L | | | | | | | | | |
| | 貨物 | 小型 | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 普通(~10人) | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| | | 特種(~10人) | | | Km | | | | | | | | |
| | | | | | L | | | | | | | | |
| 大型特殊 | | | Km | | | | | | | | | | |
| | | | L | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | L | | | | | | | | |
| | 目標値 | | | | L | | | | | | | | |
| ※LPG | 貨物 | 小型 | | | Km | | | | | | | | |
| | | 普通(~10人) | | | Km | | | | | | | | |
| | 特種(~10人) | | | Km | | | | | | | | | |
| | 電気 | | | | Km | | | | | | | | |
| | 合計値 | | | | 低公害車の割合 | | | | | | | | |
| | 目標値 | | | | 低公害車の割合 | | | | | | | | |

※ LPGは、1L=0.27328 で換算

様式3(第35条関係)

フロンガス等の使用状況報告書

報告年月日 平成 年 月 日

年度

施設名

指定管理者名

| 指定管理者 | | 担当課 |
|-------|-----|-----|
| 担当 | 責任者 | 担当 |
| | | |

| 区分 | 冷媒種類 | 使用中 | | 廃棄処分 | | 冷媒補充等 | | 冷媒の回収・処理方法等 | 構成割合 | |
|------------------|----------|-----|----------|------|----------|-------|----------|-------------|------|----|
| | | 台数 | 冷媒封入量(g) | 台数 | 冷媒封入量(g) | 台数 | 冷媒封入量(g) | | 台数 | 冷媒 |
| 家庭用 冷蔵庫 | CFC-12 | | | | | | | | | |
| | HFC-134a | | | | | | | | | |
| | 不明 | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | |
| 家庭用 エアコン | CFC-12 | | | | | | | | | |
| | HCFC-22 | | | | | | | | | |
| | 不明 | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | |
| カー エアコン | CFC-12 | | | | | | | | | |
| | HCFC-22 | | | | | | | | | |
| | HFC-134a | | | | | | | | | |
| | 不明 | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |
| 業務用 冷凍 空調機 | CFC-12 | | | | | | | | | |
| | CFC-502 | | | | | | | | | |
| | HCFC-22 | | | | | | | | | |
| | R-412A | | | | | | | | | |
| | 臭化リチウム | | | | | | | | | |
| | 不明 | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

冷媒種類別台数と封入量

| 冷媒種類 | 台数 | 封入量 |
|-------------|----|-----|
| CFC | | |
| HCFC | | |
| HFC、PFC、SF6 | | |
| その他 | | |
| 合計 | | |

- 1) CFC 特定フロンといわれ、オゾン層を破壊する物質であるため、先進国では1996年に全廃された。
- 2) HCFC CFCの代替物質として開発されたものであり、オゾン層破壊効果は少ないものの、2020年には全廃予定。
- 3) HFC、PFC、SF6 オゾン層は破壊しないが、地球温暖化に寄与する物質であることから、規制対象物質となっている。

各部署÷環境管理担当事務局÷各部署